

政令第八十号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の総務省令

第十一条第二項第二号中「第二十九条第二項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「又は媒介等業務受託者」を削り、同項に次の一号を加える。

五 法第七十三条の四（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく命令

附 則

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一

目)から施行する。

## 理由

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係行政機関の長との協議の対象となる総務省令及び総務大臣の命令を定める規定の整備を行う必要があるからである。